

一般社団法人日本ろうあ者卓球協会 強化委員会規程

(総則)

第1条 一般社団法人日本ろうあ者卓球協会（以下当協会という）定款第38条に基づく部会及び委員会規程の第1条に係る強化委員会について定める。

(目的)

第2条 強化委員会は、ろうあ者の卓球全体のレベルアップ、また夏季デフリンピックでのメダル獲得を目標として、強化指定選手の強化活動を行う。

(事業)

第3条 強化委員会は前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- 1) 日本パラリンピック委員会及び一般財団法人全日本ろうあ連盟スポーツ委員会、公益財団法人日本卓球協会の活動方針に連動した強化方針立案
- 2) 強化指定選手選考基準の策定
- 3) 強化指定選手強化計画の策定、実施
- 4) 強化指定選手の所属母体指導者との密なコミュニケーション
- 5) 国際大会派遣選手選考基準の策定及び派遣
- 6) 国際情報収集
- 7) その他目的を達成するために必要なこと

(組織)

第4条 強化委員会は下記の1)～4)から選出された委員によって構成される。

- 1) 理事会
- 2) 強化部
- 3) 医科学委員会
- 4) 事務局

(会議)

第5条 強化委員会は、必要に応じて当協会理事長が招集し、議長になる

- 2) 当協会理事長に事故があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により他の委員が議長になる。
- 3) 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議事の省略)

第6条 委員が強化委員会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき委員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の強化委員会の決議があったものとみなす。

(強化指定選手の選考)

第7条 強化指定選手の選考について、下記のとおり定める。

- 1) 強化指定選手は別に定める選出基準に従って選出する。
- 2) 選出基準は、毎年、強化委員会にて見直しを行い、当会ホームページにて公表する。
- 3) 強化指定選手は、強化委員会にて提言案を作成し、理事会の承認を得て、理事長名にて指定する。

- 4) 指定期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、再指定を妨げない。但し、必要に応じて入れ替えを行う場合がある。
- 5) 強化指定選手は、指定期間中であっても、別に定める留意事項に違反した場合は、理事会の議を経て指定を取り消す場合がある。

(国際大会派遣選手・スタッフの選考)

第8条 国際大会への派遣選手・スタッフの選考方法は以下の通り定める。

- 1) 派遣選手・スタッフは別に定める選出基準に従って選出する。
- 2) 選出基準は、事前に強化委員会にて定め、当協会ホームページにて公表する。
- 3) 派遣選手・スタッフは、強化委員会にて提言案を作成し、理事会の承認を得て、理事長名にて指定する。

(活動費)

第9条 強化委員会が本規程に定められた活動を行う場合には、当協会報酬規程及び旅費規定に従った金額が支給される。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会においてこれを決定する。

附 則

1. この規程は、平成26年3月27日制定、平成26年4月1日より施行する。
2. この規程は、令和4年12月20日より改正施行する。